

様式第4号(第3条関係)

公文書不開示決定通知書

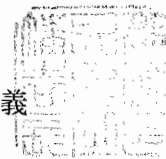
17吉福第173号

平成17年7月1日

西三河後見ネット

代表 前本 好江 様

吉良町長 山本 一 義



平成17年6月22日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、吉良町情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足る事項	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書。①平成16年4月以降に制定又は改正した、町長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書。③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成16年度の実績(件数及び費用)を記した文書。
開示しないこととした根拠規定及び理由	① 要綱、内規等不存在。 ② 平成17年度の予算なし。 ③ 平成16年度の対象者は無く、実績もなし。
担当課等	健康福祉部 福祉課 電話0563-321111 内線254

備考 この処分に不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に吉良町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に、吉良町長を被告として、提起しなければなりません。(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日から6か月以内(送付を受けた日の翌日から起算します。)に提起しなければならないこととされています。